

平成25年2月20日

新潟市議会議長 藤田 隆 様

政務活動費検討会  
座長 佐々木 薫

政務活動費検討会における検討結果について（中間答申）

平成24年10月16日、議長より諮問のありました事項について、これまで政務活動費検討会において10回にわたり鋭意検討を重ねてまいりました。

その結果、諮問事項の内「政務活動費に関する条例・施行規則など関係規程（案）の作成」について、下記のとおり、検討会として多数をもって条例（案）等を作成いたしましたので中間答申いたします。

なお、この度の条例改正は「政務活動費」への名称変更にとどめ、「その他の活動」に何を含めるかは、今後十分時間をかけて市民の意見を聞くなどして決定すべき等の意見がありましたことも申し添えます。

また、この条例（案）の作成に先立ち、条例（素案）に対するパブリックコメントを実施した結果、7件12項目の意見をいただきましたので、下記のとおり、意見の概要といただいた意見に対する市議会の考え方を取りまとめましたので、併せて報告いたします。

記

- 1 政務活動費に関する条例・施行規則など関係規程（案）
  - (1) 新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）及び新旧対照表・・・別紙1のとおり
  - (2) 新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び新旧対照表・・・別紙2のとおり
  - (3) 新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程（案）及び新旧対照表・・・別紙3のとおり
  - (4) 新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱（案）及び新旧対照表・・・別紙4のとおり
  
- 2 条例（素案）に対する意見の概要と市議会の考え方（案）・・・別紙5のとおり

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

第4条から第6条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第8条並びに第9条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第7条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じ

て調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派又は交付対象議員が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派又は交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費，団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広 報 費	会派又は交付対象議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派又は交付対象議員が行う住民からの市政及び会派又は交付対象議員の活動に対する要望，意見の聴取，住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が要請，陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派又は交付対象議員が行う各種会議，団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派又は交付対象議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な事務所の設置，管理に要する経費

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名

代 表 者 名

印

経 理 責 任 者 名

印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入

(単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費		

2 支 出

(単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名  
議 員 名

印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費  
収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費		

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

### (新潟市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 新潟市特別職報酬等審議会条例（昭和39年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

### (新潟市議会基本条例の一部改正)

- 4 新潟市議会基本条例(平成23年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第23条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○新潟市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第100条第14項から第16項までの規定に基づき</u>、新潟市議会議員(以下「議員」という。)の市政に関する調査研究<u>その他の活動</u>に資するための経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、新潟市議会における会派(以下「会派」という。)並びに次条第1項の規定により3万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に対して、その申請に基づき交付する。</p> <p>2 前項の会派は、2人以上の所属議員をもって構成することを要する。</p> <p>（交付額及び交付方法）</p> <p>第3条 会派に対して交付する<u>政務活動費</u>の月額額は、15万円又は3万円の額のうちから各会派が選択した額に、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数(基準日において辞職し、失職し、除名し、若しくは死亡し、又は所属会派から脱会した議員を除く。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する議員(基準日において辞職し、失職し、除名し、又は死亡した議員を除く。以下「交付対象議員」という。)に対して交付する<u>政務活動費</u>の月額額は、12万円とする。</p>	<p>○新潟市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第100条第14項及び第15項の規定に基づき</u>、新潟市議会議員(以下「議員」という。)の市政に関する調査研究に資するための経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、新潟市議会における会派(以下「会派」という。)並びに次条第1項の規定により3万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に対して、その申請に基づき交付する。</p> <p>2 前項の会派は、2人以上の所属議員をもって構成することを要する。</p> <p>（交付額及び交付方法）</p> <p>第3条 会派に対して交付する<u>政務調査費</u>の月額額は、15万円又は3万円の額のうちから各会派が選択した額に、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数(基準日において辞職し、失職し、除名し、若しくは死亡し、又は所属会派から脱会した議員を除く。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する議員(基準日において辞職し、失職し、除名し、又は死亡した議員を除く。以下「交付対象議員」という。)に対して交付する<u>政務調査費</u>の月額額は、12万円とする。</p>

3 政務活動費は、四半期ごとに当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する日(以下「任期満了日」という。)がある場合には、任期満了日が属する月(任期満了日が基準日の場合は、前月)までの月数分を交付する。

4 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 新たに政務活動費の交付を受けようとする会派及び交付対象議員に対しては、新たに交付の申請をした日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。ただし、任期満了日が基準日の場合で、任期満了に伴う選挙後に新たに政務活動費の交付を受けようとする会派及び交付対象議員に対しては、新たに交付の申請をした日の属する月分から政務活動費を交付する。

6 政務活動費は、前項本文に規定する交付の月又は各四半期の最初の月の15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その翌日)に交付する。ただし、前項ただし書に規定する場合については、交付決定後速やかに交付するものとする。

7 第1項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

(所属議員数の異動)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派は、一四半期の途中においてその所属議員数に異動が生じた場合で、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該上回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに返還しなければならない。

3 政務調査費は、四半期ごとに当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する日(以下「任期満了日」という。)がある場合には、任期満了日が属する月(任期満了日が基準日の場合は、前月)までの月数分を交付する。

4 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

5 新たに政務調査費の交付を受けようとする会派及び交付対象議員に対しては、新たに交付の申請をした日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務調査費を交付する。ただし、任期満了日が基準日の場合で、任期満了に伴う選挙後に新たに政務調査費の交付を受けようとする会派及び交付対象議員に対しては、新たに交付の申請をした日の属する月分から政務調査費を交付する。

6 政務調査費は、前項本文に規定する交付の月又は各四半期の最初の月の15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その翌日)に交付する。ただし、前項ただし書に規定する場合については、交付決定後速やかに交付するものとする。

(所属議員数の異動)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派は、一四半期の途中においてその所属議員数に異動が生じた場合で、既に交付を受けた政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは、当該上回る額を異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに返還しなければならない。



2 前項の場合において、既に交付を受けた政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付しなければならない。

(会派の解散等)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派又は交付対象議員は、一四半期の途中において会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった場合には、会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった日から30日以内に、会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(議会の解散)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、一四半期の途中において議会の解散があった場合には、解散の日から30日以内に、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者等)

第8条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、政務活動費の経理を明

2 前項の場合において、既に交付を受けた政務調査費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは、市長は当該下回る額を追加して交付しなければならない。

(会派の解散等)

第5条 政務調査費の交付を受けた会派又は交付対象議員は、一四半期の途中において会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった場合には、会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった日から30日以内に、会派を解散し、又は交付対象議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務調査費を返還しなければならない。

(議会の解散)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、一四半期の途中において議会の解散があった場合には、解散の日から30日以内に、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、別に定める使途基準に従って政務調査費を使用するものとし、市政に関する調査研究のための経費以外のものに使用してはならない。

(経理責任者等)

第8条 政務調査費の交付を受けようとする会派は、政務調査費の経理を明

確に行うため、政務活動費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

- 2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を明確に行わなければならない。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、会派にあつては別記様式第1号に、交付対象議員にあつては別記様式第2号により、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 会派の解散があつた場合又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者又は当該交付対象議員であつた者は、当該解散の日又は当該交付対象議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。
- 4 議会の解散があつた場合は、第2項の規定にかかわらず、会派の経理責任者であつた者及び交付対象議員であつた者は、当該解散の日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。
- 5 前各項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて、提出しなければならない。

(残余额の返還)

第10条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は交付対象議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は当該交付対象議員がその年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出し

確に行うため、政務調査費に関する経理責任者(以下「経理責任者」という。)を置かなければならない。

- 2 交付対象議員は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行わなければならない。

(収支報告書の提出)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、会派にあつては別記様式第1号に、交付対象議員にあつては別記様式第2号により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 会派の解散があつた場合又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であつた者又は当該交付対象議員であつた者は、当該解散の日又は当該交付対象議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。
- 4 議会の解散があつた場合は、第2項の規定にかかわらず、会派の経理責任者であつた者及び交付対象議員であつた者は、当該解散の日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。
- 5 前各項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて、提出しなければならない。

(残余额の返還)

第10条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は交付対象議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は当該交付対象議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費と

た総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議長は、収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の閲覧の実施に当たっては、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の規定に準じて公開又は非公開の取扱いをするものとする。

4 前2項に定めるもののほか、収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)

項 目	内 容
調査研究費	会派又は交付対象議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派又は交付対象議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広 報 費	会派又は交付対象議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費

して支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議長は、収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の閲覧の実施に当たっては、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の規定に準じて公開又は非公開の取扱いをするものとする。

4 前2項に定めるもののほか、収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

広聴費	会派又は交付対象議員が行う住民からの市政及び会派又は交付対象議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派又は交付対象議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派又は交付対象議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派又は交付対象議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式第1号（第9条関係）

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名  
代 表 者 名 印  
経 理 責 任 者 名 印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
<u>政務活動費</u>		

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
<u>調査研究費</u>		
<u>研 修 費</u>		
<u>広 報 費</u>		
<u>広 聴 費</u>		
<u>要請・陳情活動費</u>		
<u>会 議 費</u>		
<u>資料作成費</u>		
<u>資料購入費</u>		
<u>人 件 費</u>		
<u>事 務 所 費</u>		
<u>合 計</u>		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第1号（第9条関係）

平成 年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名  
代 表 者 名 印  
経 理 責 任 者 名 印

年度政務調査費収支報告書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務調査費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
<u>政務調査費</u>		

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
<u>研究研修費</u>		
<u>調 査 旅 費</u>		
<u>資料作成費</u>		
<u>資料購入費</u>		
<u>広 報 費</u>		
<u>広 聴 費</u>		
<u>人 件 費</u>		
<u>事 務 所 費</u>		
<u>その他の経費</u>		
<u>合 計</u>		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第2号（第9条関係）

	年 月 日	
新潟市議会議長 様		
会 派 名		
議 員 名	印	
年度 <u>政務活動費</u> 収支報告書		
新潟市議会 <u>政務活動費</u> の交付に関する条例第9条に基づき、 年度 <u>政務活動費</u> 収支報告書を提出します。		
1 収 入	(単位 円)	
	金 額	備 考
<u>政務活動費</u>		
2 支 出	(単位 円)	
科 目	金 額	備 考
<u>調査研究費</u>		
<u>研 修 費</u>		
<u>広 報 費</u>		
<u>広 聴 費</u>		
<u>要請・陳情活動費</u>		
<u>会 議 費</u>		
<u>資料作成費</u>		
<u>資料購入費</u>		
<u>人 件 費</u>		
<u>事 務 所 費</u>		
<u>合 計</u>		
3 残 額	_____ 円	

別記様式第2号（第9条関係）

	平成 年 月 日	
新潟市議会議長 様		
会 派 名		
議 員 名	印	
年度 <u>政務調査費</u> 収支報告書		
新潟市議会 <u>政務調査費</u> の交付に関する条例第9条に基づき、 年度 <u>政務調査費</u> 収支報告書を提出します。		
1 収 入	(単位 円)	
	金 額	備 考
<u>政務調査費</u>		
2 支 出	(単位 円)	
科 目	金 額	備 考
<u>研究研修費</u>		
<u>調 査 旅 費</u>		
<u>資料作成費</u>		
<u>資料購入費</u>		
<u>広 報 費</u>		
<u>広 聴 費</u>		
<u>人 件 費</u>		
<u>事 務 所 費</u>		
<u>その他の経費</u>		
<u>合 計</u>		
3 残 額	_____ 円	

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

第1条中「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第2条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に改め、同条第2項中「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に、「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に改める。

第3条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付（不交付）決定通知書」を「政務活動費交付（不交付）決定通知書」に、「政務調査費交付変更決定通知書」を「政務活動費交付変更決定通知書」に改める。

第4条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費の交付決定」を「政務活動費の交付決定」に、「政務調査費の交付対象議員終了届出書」を「政務活動費の交付対象議員終了届出書」に改める。

第5条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に改める。

第6条を削る。

第7条中「政務調査費収支報告書」を「同項に規定する収支報告書」に、「政務調査費収支報告通知書」を「政務活動費収支報告通知書」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表を削る。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2中「あて先」を「宛先」に、「政務調査費交付申

請書」を「政務活動費交付申請書」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第2号の2中「あて先」を「宛先」に、「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項」に改める。

別記様式第3号中「政務調査費交付（不交付）決定通知書」を「政務活動費交付（不交付）決定通知書」に、「年 月 日付」を「年 月 日付け」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定」に、「年度政務調査費」を「年度政務活動費」に改める。

別記様式第4号中「政務調査費交付変更決定通知書」を「政務活動費交付変更決定通知書」に、「年 月 日付」を「年 月 日付け」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第3条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定」に改める。

別記様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第4条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項」に改める。

別記様式第5号の2中「あて先」を「宛先」に、「政務調査費の交付対象議員終了届出書」を「政務活動費の交付対象議員終了届出書」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第4条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項」に改める。

別記様式第6号及び別記様式第6号の2中「あて先」を「宛先」に、「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規



則」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

別記様式第7号中「第7条関係」を「第6条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「政務調査費収支報告通知書」を「政務活動費収支報告通知書」に、「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第7条」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年新潟市条例第 号）の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">○<u>新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟市議会政務活動費の交付に関する条例</u>(平成13年新潟市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付申請等）</p> <p>第2条 <u>政務活動費の交付</u>を受けようとする会派及び条例第3条第2項に規定する交付対象議員(以下「交付対象議員」という。)は、新たに<u>政務活動費の交付</u>を受けようとする場合及び年度ごとに、会派にあつては別記様式第1号に、交付対象議員にあつては別記様式第1号の2による<u>政務活動費交付申請書</u>を議長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 会派及び交付対象議員は、前項の<u>政務活動費交付申請書</u>に記載した事項に変更がある場合は、会派にあつては別記様式第2号に、交付対象議員にあつては別記様式第2号の2による<u>政務活動費交付変更申請書</u>を議長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定等）</p> <p>第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び交付対象議員について交付すべき<u>政務活動費の額</u>を決定し、別記様式第3号による<u>政務活動費交付(不交付)決定通知書</u>又は別記様式第4号による<u>政務活動費交付変更決定通知書</u>により会派及び交付対象議員に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">○<u>新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟市議会政務調査費の交付に関する条例</u>(平成13年新潟市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付申請等）</p> <p>第2条 <u>政務調査費の交付</u>を受けようとする会派及び条例第3条第2項に規定する交付対象議員(以下「交付対象議員」という。)は、新たに<u>政務調査費の交付</u>を受けようとする場合及び年度ごとに、会派にあつては別記様式第1号に、交付対象議員にあつては別記様式第1号の2による<u>政務調査費交付申請書</u>を議長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 会派及び交付対象議員は、前項の<u>政務調査費交付申請書</u>に記載した事項に変更がある場合は、会派にあつては別記様式第2号に、交付対象議員にあつては別記様式第2号の2による<u>政務調査費交付変更申請書</u>を議長を経由して市長に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定等）</p> <p>第3条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び交付対象議員について交付すべき<u>政務調査費の額</u>を決定し、別記様式第3号による<u>政務調査費交付(不交付)決定通知書</u>又は別記様式第4号による<u>政務調査費交付変更決定通知書</u>により会派及び交付対象議員に通知するものとする。</p>

(会派解散等の届出)

第4条 政務活動費の交付決定を受けた会派は、会派を解散した場合には、別記様式第5号による会派解散届出書を速やかに議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付決定を受けた交付対象議員は、交付対象議員でなくなった場合には、別記様式第5号の2による政務活動費の交付対象議員終了届出書を速やかに議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第5条 政務活動費の交付決定を受けた会派及び交付対象議員は、交付日の7日前までに、会派にあつては別記様式第6号に、交付対象議員にあつては別記様式第6号の2による政務活動費交付請求書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(収支報告書の通知)

第6条 議長は、条例第9条第1項の規定により同項に規定する収支報告書を受理した場合は、別記様式第7号による政務活動費収支報告通知書により市長に通知しなければならない。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(会派解散等の届出)

第4条 政務調査費の交付決定を受けた会派は、会派を解散した場合には、別記様式第5号による会派解散届出書を速やかに議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付決定を受けた交付対象議員は、交付対象議員でなくなった場合には、別記様式第5号の2による政務調査費の交付対象議員終了届出書を速やかに議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第5条 政務調査費の交付決定を受けた会派及び交付対象議員は、交付日の7日前までに、会派にあつては別記様式第6号に、交付対象議員にあつては別記様式第6号の2による政務調査費交付請求書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(使途基準)

第6条 条例第7条に規定する政務調査費の使途基準は、別表左欄に掲げる項目ごとにおおむね同表右欄に掲げるとおりとする。

(収支報告書の通知)

第7条 議長は、条例第9条第1項の規定により政務調査費収支報告書を受理した場合は、別記様式第7号による政務調査費収支報告通知書により市長に通知しなければならない。

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務調査費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか, この規則の施行に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか, この規則の施行に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

別表(第6条関係)

政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	住民からの市政及び会派又は議員の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費



別記様式第1号の2（第2条関係）

年 月 日

(宛先) 新潟市長

会派名  
議員名 印

政務活動費交付申請書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 所属会派の名称
- 2 交付対象議員となった年月日
- 3 交付申請額( 年度分) 円

別記様式第1号の2（第2条関係）

年 月 日

(あて先) 新潟市長

会派名  
議員名 印

政務調査費交付申請書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 所属会派の名称
- 2 交付対象議員となった年月日
- 3 交付申請額( 年度分) 円

別記様式第2号(第2条関係)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

会 派 名  
代表者名 印

政務活動費交付変更申請書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	変更年月日
会派の名称			年 月 日
代表者名			年 月 日
経理責任者名			年 月 日
所属議員数			年 月 日
交付申請額 (年度分)	円	円	

2 所属議員名(所属議員数に異動がある場合に限り、異動後の所属議員名を記入)

氏 名	氏 名

別記様式第2号(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

会 派 名  
代表者名 印

政務調査費交付変更申請書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	変更年月日
会派の名称			年 月 日
代表者名			年 月 日
経理責任者名			年 月 日
所属議員数			年 月 日
交付申請額 (年度分)	円	円	

2 所属議員名(所属議員数に異動がある場合に限り、異動後の所属議員名を記入)

氏 名	氏 名



別記様式第2号の2 (第2条関係)

	年 月 日		
(宛先) 新潟市長			
会派名 議員名	印		
<p><u>政務活動費交付変更申請書</u></p> <p>新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。</p>			
記			
異動内容			
区 分	新	旧	異動年月日
所属会派の名称			年 月 日
交付対象議員の氏名			年 月 日
交付申請額 ( 年度分)	円	円	

別記様式第2号の2 (第2条関係)

	年 月 日		
(あて先) 新潟市長			
会派名 議員名	印		
<p><u>政務調査費交付変更申請書</u></p> <p>新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。</p>			
記			
異動内容			
区 分	新	旧	異動年月日
所属会派の名称			年 月 日
交付対象議員の氏名			年 月 日
交付申請額 ( 年度分)	円	円	

別記様式第3号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

政務活動費交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費については、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交 付                    不 交 付

2 年度政務活動費交付決定額（不交付の理由）

別記様式第3号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

政務調査費交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務調査費については、新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 3 条により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交 付                    不 交 付

2 年度政務調査費交付決定額（不交付の理由）

別記様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費については、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

別記様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

政務調査費交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務調査費については、新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 3 条により、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由

別記様式第5号(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

会 派 名

代表者名 印

会派解散届出書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 解散年月日

別記様式第5号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

会 派 名

代表者名 印

会派解散届出書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 解散年月日

別記様式第5号の2(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

会派名  
議員名 印

政務活動費の交付対象議員終了届出書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 交付対象議員でなくなった年月日
- 2 交付対象議員でなくなった理由

別記様式第5号の2(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

会派名  
議員名 印

政務調査費の交付対象議員終了届出書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 交付対象議員でなくなった年月日
- 2 交付対象議員でなくなった理由

別記様式第6号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

会 派 名  
代表者名 印

政務活動費交付請求書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、 年 月分～ 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

別記様式第6号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

会 派 名  
代表者名 印

政務調査費交付請求書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、 年 月分～ 月分
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人

別記様式第6号の2(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

会派名  
議員名 印

政務活動費交付請求書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円  
ただし、 年 月分～ 月分

別記様式第6号の2(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 新潟市長

会派名  
議員名 印

政務調査費交付請求書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

金 円  
ただし、 年 月分～ 月分

別記様式第7号(第6条関係)

新 第 号  
年 月 日

(宛先) 新潟市長

新潟市議会議長  
氏 名 印

政務活動費収支報告通知書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条の規定により、別紙のとおり報告がありましたので通知します。

別記様式第7号(第7条関係)

新 第 号  
年 月 日

(あて先) 新潟市長

新潟市議会議長  
氏 名 印

政務調査費収支報告通知書

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第 7 条の規定により、別紙のとおり報告がありましたので通知します。



新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程（案）

新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年新潟市議会規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改める。

第1条中「新潟市議会政務調査費の交付に関する条例」を「新潟市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改める。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する規程 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>新潟市議会政務活動費の交付に関する条例</u>(平成13年新潟市条例第8号。以下「条例」という。)第11条第4項の規定に基づき、<u>政務活動費の収支報告書</u>(以下「報告書」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p>	<p>○新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>新潟市議会政務調査費の交付に関する条例</u>(平成13年新潟市条例第8号。以下「条例」という。)第11条第4項の規定に基づき、<u>政務調査費の収支報告書</u>(以下「報告書」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p>

新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱の一部を改正する要綱（案）

新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱（平成20年3月19日制定）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改める。

第1条中「新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程」を「新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する規程」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改める。

別記様式中「政務調査費収支報告書閲覧受付簿」を「政務活動費収支報告書閲覧受付簿」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="208 347 954 376"><u>新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱</u></p> <p data-bbox="208 443 304 472">（趣 旨）</p> <p data-bbox="208 491 1099 663">第1条 この要綱は、<u>新潟市議会政務活動費収支報告書の閲覧に関する規程</u>（平成20年新潟市議会規程第3号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、<u>政務活動費の収支報告書</u>（以下「報告書」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="208 683 479 711">第2条～第4条 （略）</p>	<p data-bbox="1205 347 1951 376"><u>新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する事務取扱要綱</u></p> <p data-bbox="1135 443 1232 472">（趣 旨）</p> <p data-bbox="1135 491 2027 663">第1条 この要綱は、<u>新潟市議会政務調査費収支報告書の閲覧に関する規程</u>（平成20年新潟市議会規程第3号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、<u>政務調査費の収支報告書</u>（以下「報告書」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1135 683 1406 711">第2条～第4条 （略）</p>





## 条例（素案）に対する意見等の概要と市議会の考え方（案）

	記述箇所	意見等の概要	市議会の考え方	修正
1	素案全体	<p>今回の改正は、法の改正に便乗した政務活動費のさらなる用途拡大を狙った提案にしか思えず、さらなる議員の優遇処置でないか。市民感覚からして、改訂案は納得がいくものではありません。</p> <p>そもそも、本条例が有ることに疑問を感じている。</p> <p>議員の主たる活動は、別表（第7条関係）にある事項であり、議員には、すでに活動に見合った十分な報酬が支払われており、報酬の2重支払いでないかと思えます。</p> <p>よって、本条例を撤廃する事を提案致します。</p> <p>また、本条例が有ることで、議員の不透明な経理処理が更に助長されているのではないかと思えます。</p>	<p>地方自治法改正にかかる国会の議論によれば、その他の活動にかかる経費とは、議員としての補助金の要望や陳情活動等のための旅費や交通費のほか議員として地域で行う市民相談や意見交換会等のための経費の一部として交付されるものであり、議員としての活動には含まない政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動のための経費は対象とすることができないとされています。今回の改正は、地方自治法の改正に伴うものであり、同法の趣旨に沿った改正が必要と考えています。</p> <p>政務活動によって、より深い議論が可能となり、また陳情活動等によっても市勢の発展に寄与することが議員として最も重要なことと考えていることから、本条例の撤廃は考えていません。</p> <p>なお、新潟市議会では、現在もすべての支出において領収書等の写しの添付を義務付けており、透明性の確保に努めています。（注釈あり）</p>	なし
2	第1条趣旨	<p>二元代表制の意義は、議会と市長（執行機関）を対等に置き、抑制と均衡を目的とした機関対立型の制度である。業務として専門的知識を有する執行部に対し、その違法性及び不当性を詰問して究明するには、広く深い高度な学識が必要である。</p> <p>故、調査研究を更に深く更に高度な研鑽を期待して第1条に次の項を追加することを提起する。 （提言条文）</p> <p>2 二元代表制議会の意義に基づき、日常行政の執行を監視批判し、「新潟市自治基本条例」に副った市民喚起機能の推進に努める。</p>	<p>本条例は、政務活動費の交付に関する事項を定めるものであることから、本条例にご指摘の内容を追加することは適当ではないと考えます。</p>	なし
3	第3条	<p>政務活動費が年間140万円～180万円は、あまりに多額ではないか。</p>	<p>政務活動費は、市議会議員として幅広い民意を行政に届け、また専門的見地からの幅広い知識を吸収することで議会審議の充実を図るための有用な制度であり、議員としての審議能力の向上や多種多様な市民意見をくみ取る上でも、必要なものと考えています。これをより有効に活用して、さらに質の高い審議を行っていくことが市勢の進展につながるものと考えています。</p>	なし
4	交付額及び交付方法	<p>政務活動費の用途範囲が緩和される恐れを抱いています。今の用途基準が拡大され後退しないようをお願いしたい。23年度の政務調査費の用途実績を見ますと人件費と広報費で約60%強になっているのに対して、研究研修、資料作成、資料購入費の合計が10%未満です。議会改革や議会権能の強化を図るには議員間討議の推進、政策形成や政策提言などの強化が必要です。その為には議員の資質の向上・研鑽が急務で、政策研究など将来に向けた投資が不可欠です。20年、30年先の市勢に責任の取れる議会運営、議会活動、議員活動を期待するものです。会派や政党のPR、選挙を意識したと思われる活動から、市勢の将来に向けた政策提言、執行部提案に対して修正提言力の向上など、受身の議会から攻めの議会に変貌していくことを期待したいと思います。その為の政務活動費にしてください。</p> <p>（政務活動費の削減について）</p> <p>上記のような政務活動費の用途状況であれば、削減しても議会運営は大きく変わらないと思う。議会改革の議論の中で「議員が身を切る」、「議員定数削減」という意見も出ているようだが、その分仕事もしないのでは困る。政務活動費を半減すれば議員を約5名削減に匹敵することを提言したいと思います。</p>		

	記述箇所	意見等の概要	市議会の考え方	修正
5	第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲	<p>新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（素案）7条2項では、政務活動費を別表で定める政務活動に関する経費に充てることができるとしている。</p> <p>しかし、政務活動費を調査研究以外の用途に使用し得るとの「改正」はすべきではない。理由は以下のとおりである。</p> <p>1 政務調査費の使用が乱脈であったこと 従来、各地自治体における政務調査費の使用は極めて乱脈であった。その結果、各地の裁判所において支出が違法であるとの判決が続出していたところである。 政務活動費の使途が拡大されることにより、違法不当な支出の隠れ蓑が増えることになる。</p> <p>2 市議には既に十分な報酬が支払われていること 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する法律によると、通常の議員が年に受け取る報酬は期末手当を含めて1014万7620円である。その他議員らは付属機関の委員等を務めることにより別途報酬等を得ているし、多くの議員は別途本来の職を持ち収入を得ているものである。県民1人当たりの平均所得が300万円を切り、新潟市も財政難である状況において、ほとんどフリーパスで使うことができる政務活動費をさらに支出する必要性はない。</p> <p>3 要請・陳情活動は地方自治法上議員の職務とは認められない それにも関わらず要請・陳情活動のために政務活動費の支出をなしうことは違法不当である。</p>	<p>政務活動費は、地方自治法に基づく制度であり、改正後の同法第100条第14項では、その「交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲」について条例で定めることとされています。今回の改正は、地方自治法の改正に伴うものであることから、同法の趣旨に沿った改正が必要と考えています。</p> <p>なお、新潟市議会では、従来からすべての支出について領収書等の写しの添付を義務付けており、かつ、政務活動費収支報告書及び領収書等の写しの閲覧も可能とするなど、適正な支出及び透明性確保の取り組みを行っています。（注釈あり）</p>	なし
6		<p>改正条例案第7条は、改正すべきではなく、現行条例第7条と同内容のものとすべきである。 （修文内容）</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、別に定める使途基準に従って政務活動費を使用するものとし、市政に関する調査研究のための経費以外のものに使用してはならない。 （修正の理由）</p> <p>1 政務調査費の使用が乱脈であったこと 従来、各地自治体における政務調査費の使用は乱脈であり、各地の裁判所において支出が違法であるとの判決が続出していた。新潟県議会議員についても2012年8月20日、約100万円の支出が違法であるとの判決が言い渡されている。 このような状況の中、政務活動費の使途が拡大されることによって、「違法不当な支出の隠れ蓑」が増えることになる。</p> <p>2 市議には既に十分な報酬が支払われていること 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する法律によると、通常の議員が年に受ける報酬は期末手当を含めて1014万7620円である。その他議員らは付属機関の委員等を務めることにより別途報酬等を得ているし、多くの議員は別途本来の職を持ち収入を得ている。県民1人当たりの平均所得が300万円を割り、新潟市も財政難である状況において、事実上フリーパスで使用できる政務活動費をさらに支出する必要性はない。</p> <p>3 要請・陳情活動は地方自治法上議員の職務とは認められない それにも関わらず要請・陳情活動のために政務活動費の支出をなしうるとすることは違法不当である。</p>		
7		経費の範囲を細かく規定した事はよい。	経費の範囲をより明確に規定することで、今後とも適正な支出を確保していきます。（注釈あり）	なし



	記述箇所	意見等の概要	市議会の考え方	修正
8	第7条 政務活動費 を充てるこ とができる 経費の範囲	議員交付分についての人件費は使途項目から除外すべきである。 1 議員交付分の人件費は本当に必要か疑問です 約3割の議員は人件費を全く使っていない状況もある中で、常用の人件費を使うほどの事務量があるとは思えない。今の議員の仕事量からすると自己処理できるのではないか。多少の事務量であれば会派の事務に集約すべきで、人件費は会派事務所だけに制限すべきです。 2 23年度の議員交付分で人件費を計上している議員は議員全体の約7割で、使用していない議員も多いことから、なくても十分活動が来ています。 また、議員交付分の総額の6割を超えるウエートで人件費を費やしている議員もいるが市民の視点からすると疑問です。	議員の活動は多岐にわたり、その活動形態も個々の議員により異なります。議員によっては、事務所を設置して、そこを拠点として政務調査活動や議員活動を行う議員もあり、それを補助する職員を必要とする議員もおられます。政務活動費は政務調査活動等のための経費の一部として支出することができるものであり、それを補助する職員等にかかる人件費の必要性は個々の議員の判断に委ねられるべきものと考えています。	なし
9	第12条 透明性の確 保	「収支報告書について必要に応じて調査を行う等」となっているが、「必要に応じて」は実質的に調査を行わないこととなるのではないか。このため、「収支報告書について調査を行う等」と改めるべきである。	新潟市議会では、支出の透明性を確保するため、現在もすべての支出に領収書等の写しの添付を義務付けており、かつ収支報告書や領収書等の写しの閲覧を可能としていることから、適正な支出、透明性の確保は図られているものと考えています。本規定は、それ以上の対応の必要性が生じた場合に調査を行うことを規定するものです。	なし
10		「必要に応じて調査を行なう等、」を「調査を行ない、」に訂正する。 (理由) 収支報告書の調査を議長の仕事に入れる。		
11		「議長は～収支報告書について必要に応じて調査を行う」とあるが、必要に応じてとは何を意味するのか曖昧である。通常社会通念として会計監査が常識である。したがって全ての収支報告書の監査する仕組みを構築して透明性、妥当性を担保すべきです。 「議長は～全ての収支報告書を審査する」とすべきです。		
12		「議長は～使途の透明性の確保に努めるものとする」とあるが、この文言からすると、議長の努力義務と取れる。 議長の責務規定として「～使途の透明性を確保しなければならない」とすべきです。		

(注釈) 項目1, 5, 6及び7については、今回の改正は「政務調査費」から「政務活動費」への名称変更のみにとどめ、「その他の活動」に何を含めるかは、今後十分時間をかけて市民の意見を聞くなどして決定すべきとの意見もありました。